

文部科学大臣
平野 博文 様

避難区域等の見直し等に係る
「中間指針第二次追補」の策定等
に関する緊急要望

平成24年3月5日

福島県原子力損害対策協議会

会長 福島県知事 佐藤 雄平

副会長 JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会

会長 庄 條 徳一

副会長 福島県商工会連合会 会長 田 子 正太郎

副会長 福島県市長会 会長 福島市長 瀬 戸 孝 則

副会長 福島県町村会 会長 西郷村長 佐 藤 正 博

避難区域等の見直し等に係る「中間指針第二次追補」の策定等に関する緊急要望

国は、本年3月末を目途に新たな避難指示区域の設定を行うこととしているが、避難区域等の見直し等に伴う「中間指針第二次追補」の策定に当たっては、地域の住民や市町村の声を十分に踏まえ、住民に大きな混乱や不公平が生じないように、細心の配慮が払われるべきである。

さらに、福島県民の一人一人が、将来への大きな不安を抱えたまま厳しい生活を余儀なくされている現状をしっかりと受け止め、様々な被害の実態に見合った十分かつ確実な賠償がなされるよう、「指針」に明確に反映させるとともに、被害者それぞれの生活や事業の早期の再建に向けた将来の生活設計の手助けとなり得る賠償や補償の在り方等について明確に示し、国としての責任を最後まで果たすべきである。

よって、避難区域等の見直し等に係る「中間指針第二次追補」の策定等に当たり、原子力損害賠償の完全実施と下記についての早急な対応を強く要望する。

記

1 全ての損害の「指針」への反映等

- (1) 原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、損害の範囲を幅広く捉え、福島県内全域・全県民・全事業所を対象に、被害の実態に見合った十分な賠償が最後まで確実かつ迅速になされるよう、「指針」に具体的かつ明確、早急に反映させること。
- (2) 被害者のそれぞれが生活や事業の再建を果たすことができるまで、帰還した後の新たな損害を含め、長期的な視点に立ち、十分な賠償期間を確保すること。
- (3) 国の全責任の下で、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを東京電力に改めて深く認識させるとともに、誠意を持って全ての賠償請求を受け付け、速やかに支払いを行い、被害の実態に見合った十分な賠償を確実に行わせること。
- (4) 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する「総括基準」や「和解仲介案」については、被害者の合意の下で、東京電力に最大限尊重させるよう強く求めること。

2 政府による避難指示等に係る損害

(1) 避難区域等の見直し（全体）

- ア 新たな避難指示区域の設定に伴う「指針」の策定に当たっては、現地調査を行うなど、それぞれの区域、市町村、住民の置かれている状況や意見を詳細に把握し、住民に大きな混乱や不公平が生じないよう十分に配慮すること。
- イ 帰還した住民、または、新たな土地での生活を希望する住民のそれぞれが生活再建や事業の再開等を完全に果たすことができるまで、長期的かつ公平な視点に立って、十分な賠償期間を確保すること。
- ウ 現時点で想定される損害で断定することなく、帰還した後新たに生じることとなった損害についても確実に賠償の対象にすること。
- エ 早期に帰還した住民、帰還を希望する住民、または、新たな土地での生活を希望する住民のそれぞれが、自らの将来の生活・事業設計の手助けとなり得る新たな賠償等の在り方について、早急に審議し、明確に「指針」に示すこと。
（選択的賠償・補償、一括賠償、再調達価格での賠償など）
- オ 移転先等でのコミュニティの維持を含む生活基盤全般の再建に向け、国が主体的かつ全責任を持って、政策的見地から賠償・補償を含む問題や課題等を整理し、その方向性や考え方のロードマップを早急に示すこと。

(2) 避難費用

- ア 避難指示等の解除に伴い、帰還した後の生活においても、放射能に対する不安は消えないことから、除染等の実施によってその不安が完全になくなるまで、その間の避難費用相当額や精神的損害等について確実に賠償の対象にすること。
- イ 長期にわたり帰還が困難と想定される区域等に対しては、早期の生活再建に向け、他の損害等も含めた一括した賠償額の算定方法や避難指示等解除までの期間に応じた追加的な措置等の柔軟な対応についても審議し、具体的に示すこと。

(3) 精神的損害

- ア 長期にわたり帰還が困難な住民に対しては、転居等を強いられることを踏まえ、慰謝料的性質の精神的損害を含む十分な賠償がなされるようにすること。
- イ 避難指示等の解除に伴い、帰還した後の生活においても、放射能に対する不安は消えないことから、除染等の実施によってその不安が完全になくなるまで、その間の避難費用や精神的損害等について確実に賠償の対象にすること。【再掲】
- ウ 長期にわたり帰還が困難と想定される区域等に対しては、早期の生活再建に向け、他の損害等も含めた一括した賠償額の算定方法や避難指示等解除までの期間に応じた追加的な措置等の柔軟な対応についても審議し、具体的に示すこと。
【再掲】
- エ それぞれの避難指示区域においては、従前の居住地を離れ、長期にわたり避難を継続、または、新たな土地に移住等を強いられることに対する精神的な苦痛に大きな差異はないことから、第3期の具体的な損害額の算定に当たっては、不公平を生じさせないよう十分に配慮すること。

(4) 財物価値の喪失又は減少等

- ア 迅速かつ円滑な被害者救済の観点から、損害の具体的な類型化を進め、更に詳細かつ明確に「指針」に反映するとともに、賠償等の全体に係るロードマップを早急に示すこと。
- イ 財物価値の資産調査、喪失・減少等の実態調査を早急に行い、被害の実態に見合った十分な賠償を行うこと。特に、長期にわたり帰還が困難と想定される区域等の不動産の価値については、売買予定の有無にかかわらず、その経済的価値が全て喪失（全損）したものと捉え、損害の算定方法等について、明確に示すこと。
- ウ 長期にわたり帰還が困難と想定される区域等における財物価値の賠償は、個々の交換価値の金銭賠償の概念を超える性質・範囲のものであり、被害者の移転先等における早期の生活再建を図るには、住民、事業者の意向に従った東京電力による速やかな賠償とともに、国が前面に出た確実な対応が必要であることから、新たな立法措置も視野に入れながら、東京電力と国における救済の役割分担（賠償と補償）を明確に示すこと。

- エ 個人の動産の賠償については、財物の持ち出しや放射性物質の付着状況等の現状を個別に把握することは著しく困難であることに加え、長期の避難に伴う管理不能な状態により、従来と同様に継続して使用することが困難と推認されることから、迅速かつ円滑な被害者救済の観点から、高額なものや代替性のない財物を除き、世帯や家族構成等を加味した一括・一定の賠償額とするなどの算定基準も示すこと。
- オ 財物の盗難被害や家畜に荒らされた被害、地震による家屋被害が長期の放置により拡大した被害など複合的な要因がある損害についても、長期の避難等に伴い管理不能な状態になったことにより財物の価値が喪失・減少したものとして捉えるなど、原子力発電所事故との因果関係や東京電力の責任のについても議論し、その対応について明確に示すこと。
- カ 森林、河川、農地等については、営農等にとって不可欠かつ代替不能な生産要素であることに加え、除染による放射線量の低減には長期間を要するとともに、長期の不耕作等により広範囲に荒廃が進むことから、将来的に生み出される付加価値や営業損害、管理費用等を含む賠償・補償等の考え方を明確に示すこと。
- キ 除染と不動産価値の相殺関係については、同じ区域内でも地域や財物の種類等によって、除染の実施時期や効果等が異なり、また、将来的にその価値回復分を個別に判断することは困難であることから、価値の算定に当たり、その価値回復分は考慮しないようにすること。
- ク 不動産価値の賠償に当たっては、同じ区域内で国による用地取得等に伴う買取額と賠償額に差異が生じないように整合を図り、公平に対応すること。

(5) 営業損害

- ア 終期については、事故前の経営状態に完全に回復するまで、十分な期間を確保すること。
- イ 新たな地域において事業を再開・転業する場合については、事業再開・転業のために必要な設備投資費用等を確実に賠償の対象にすること。
- ウ 避難先や移転先等で新たに得た利益を賠償対象額から控除しない等、「特別の努力」や「柔軟な対応」の具体的内容について「指針」に明確に示すこと。

(6) 就労不能等に伴う損害

- ア 終期については、事故前と同じ、または同等の就労を営むことが可能になるまで、十分な期間を確保すること。
- イ 自らの努力で職を得て、新たな収入を得ることができた者については、その収入を賠償対象額から控除しない等、「特別の努力」や「柔軟な対応」の具体的内容について「指針」に明確に示すこと。
- ウ 転職や臨時の就労には、資格の取得費用など新たな経済的負担が生じるとともに、避難者の自立や生活再建には相当期間を要することから、就労等の「特別の努力」を行った者に対しても、十分な賠償期間を確保すること。

3 旧緊急時避難準備区域

- (1) 旧緊急時避難準備区域内の滞在者や帰還した住民についても、避難者と同等の精神的損害の賠償が行われるようにするとともに、同区域解除後に早期に帰還した住民や滞在を余儀なくされた住民、さらには当区域のそれぞれの市町村間で不公平が生じないように十分に配慮すること。
- (2) 滞在を余儀なくされた住民や帰還した住民については、避難等に伴う精神的損害とは異なる性質の精神的苦痛を認め、同区域の設定時点まで遡って賠償の対象にすること。
- (3) 各町村の復旧計画等に基づく住民帰還の有無にかかわらず、住民の生活不安が完全になくなるまで十分な賠償期間を確保すること。
- (4) 商工業や農業、医療・福祉、学校等においては、事業を再開した後であっても、取引先や従業員等を十分に確保できないなど事業環境が整うには相当期間を要することから、事故前の状態に完全に回復するまで十分な賠償期間を確保すること。

4 自主的避難等に係る損害

- (1) 精神的苦痛や自主的避難に伴う費用、生活費の増加費用など、福島県民それぞれの被害の実態を踏まえ、「自主的避難等に係る損害」が福島県内全域・全県民を対象に確実に賠償されるよう、「指針」に明確に反映させること。

- (2) 平成24年1月以降の賠償の範囲等について、放射線量はもとより、学校等の状況や日常生活の活動範囲である生活圏の考え方等も含め総合的に判断し、被害の実態に見合った十分な賠償が確実に行われるよう、「指針」に適切に反映させること。

5 除染等に係る損害

- (1) 県内全域における財物の除染・検査の実施、及びそれに伴う機器の購入等に要する費用を全て賠償の対象とし、迅速に賠償がなされるよう、「指針」に明確に示すこと。
- (2) 除染に要する費用については、放射性物質汚染対処特措法で国が財政上の措置を講ずるものと規定されているところであるが、個人等の判断で行った除染のうち、各市町村の除染実施計画が策定される前に行ったため、結果的に財政措置の基準に適合しなかったもの等についても、除染に関する知見が十分に示されていない中で止むを得ずに行われたことに鑑み、国の責任の下で、県民に負担が生じることのないようにすること。
また、除染に伴い毀損した財物の原状回復措置に係る国の負担額については、財物の価値は個別に異なるものであることから、それぞれの実情に応じて賠償されるべきものであり、国の責任の下で、県民に負担が生じることのないようにすること。